



平成 27 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 江守グループホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 江守 清隆  
(コード：9963、東証第一部)  
問合せ先 常務取締役グループ管理部門担当 揚原 安麿  
(TEL 0776-36-9963)

## 中国子会社における追加調査結果のご報告

当社は、平成 27 年 2 月 10 日及び同年 2 月 14 日付で開示しました「中国子会社における追加調査に関するお知らせ」及び「(経過開示) 中国子会社における追加調査に関するお知らせ」のとおり、中国子会社における売掛債権の滞留に関し、外部の弁護士事務所に委託して、取引の妥当性について調査を進めるとともに、中国子会社における売上の実在性について、監査法人による監査の一環として客観的調査を進めて参りました。また、中国子会社における重大な内部規則違反の疑義についても、上記弁護士事務所及び当社コンプライアンス委員会による調査を進めて参りました。

このたび、これらの調査が終了しましたので、その結果を下記のとおりご報告いたします。

### 1. 追加調査に至った経緯

#### (1) 取引の妥当性に疑義が生じた経緯と概要

当社は、中国子会社において売掛債権の回収を担保するため、取引信用保険を付保しておりました。対象顧客が実質的に破綻したため、同保険の申請をし、保険会社との間で保険金支払い協議を行っておりました。その過程で保険会社が得ていたとする情報の中に、当該顧客企業が他の取引先から告発や訴訟を受けるなどの違法な取引が存在した可能性及び当該顧客企業の子会社に実態のない会社が存在する可能性を示すものがありました。

監査法人からの指摘を受け、当社は、上記実質的に破綻した顧客に加え、中国子会社の大口延滞売掛先上位 5 社との取引を対象に当該顧客及びその担当をする当社中国子会社社員に不適切な行為が無いかを確認するために自主的な調査を行うことにいたしました。

#### (2) 売上の実在性に疑義が生じた経緯と概要

平成 27 年 1 月 6 日、監査法人に対し、保険金の支払いを受けられなかった上記実質破綻顧客への売掛債権の貸倒引当金への繰入計上 (646 百万円) 予定 (詳細については、平成 27 年 2 月 6 日開示「貸倒引当金繰入額の計上の見込みに関するお知らせ」をご参照下さい。)を含め、今後の貸倒引当予定の報告・相談を行いました。

監査法人からは、中国子会社の大口顧客との取引が近年増加している一方で、滞留売掛債権についても増加している事実を踏まえると、一般的には不適切な取引が疑われること及び当社子会社の社員が実態のない会社との取引に関与している可能性があることについて指摘を受けました。さらに、監査法人の指示により、平成 27 年 3 月期第 3 四半期の KPMG 上海による中国子会社の監査は、通常より多くの時間をかけ重点的に行うこととなりました。平成 27 年 1 月 29 日に、日本のあずさ監査法人（当社の監査法人）と中国の KPMG 上海（中国子会社の監査法人）による第 3 四半期決算に係る打合せの席上で、売上の実在性の確認のために、追加の監査手続きや調査を行うことを示唆され、平成 27 年 2 月 13 日に四半期報告期限の延長申請を行うに至りました。

また、当社は平成 27 年 2 月 11 日の監査法人との情報交換の中で、①上記に記載の保険が支払われなかったことの経緯等の詳細を改めて報告しました。別途、②当社のコンプライアンス委員会の活動報告として、中国子会社の元総経理(※)は当該元総経理の親族が経営していると思われる会社と中国子会社との間で取引を行わせていたことから、現在、コンプライアンス委員会にて調査中であることを共有しました。

※ 元総経理は、平成 26 年 6 月 26 日～平成 26 年 11 月 18 日 総経理兼江守グループホールディングス株式会社取締役、平成 26 年 11 月 18 日～江守グループホールディングス株式会社取締役。

その結果、監査法人からは、①の報告には、当該実質破綻先との取引について売上の実在性の疑義を持たれるとの指摘を受け、②に対しては、会社の承認を得ずに親族の経営する会社と取引したという単なる社内規則違反だけでなく、当社中国子会社における売上の実在性の疑義及びさらに重大な内部規則違反を疑う必要性を示唆されました。

当社も、上記事象を総合的に判断すると、売上の実在性と重大な内部規則違反を疑わせる可能性があることを認識いたしました。

そのため、売上の実在性については、不正リスク対応基準に従った監査法人の監査手続実施に全面的に協力することといたしました。

なお、内部規則違反を疑わせる事由については、平成 26 年 7 月に社内通報制度による通知を受け、コンプライアンス委員会にて調査を開始し、平成 26 年 12 月には、外部弁護士事務所に一部の調査を依頼しておりました。

## 2. 調査内容及び方法

調査は、以下の 3 種類の方法にて取り組みました。

### (ア) 売上の妥当性の調査

主目的：滞留している売掛債権の基礎となる取引の妥当性の調査および検討

対象：滞留売掛債権の大きい上位 5 社+保険の支払われない 1 社の関係者と  
担当する当社中国子会社社員

内容：対象者への聞き取り調査を行い、実態を確認する

依頼先：外部弁護士事務所（西村あさひ法律事務所）

開始日：平成 27 年 2 月 10 日

(イ) 売上の実在性の調査

主目的：徹底した調査に則った実在性の検証

対象：中国子会社5社（江守商事（中国）貿易有限公司、E A H（上海）国際貿易有限公司、江守商事（上海）化工有限公司、上海江守染色技術有限公司及び海南江守置基医薬有限公司の5社。以下、総称して「江守中国」と表記します。）

内容：「監査における不正リスク対応基準」に従った監査

調査主体：監査法人（KPMG 上海）の重点監査項目として行う

開始日：平成 27 年 2 月 11 日

(ウ) 重大な内部規則違反調査

目的：コンプライアンス違反の発見と処分。中国国内のコンプライアンス体制と内部統制の強化

対象：コンプライアンス窓口に通報のあった者（特に、元総経理（＝社長）を含めた幹部）

内容：客観的証拠や証言などによる事象の裏づけ調査

依頼先：内部コンプライアンス委員会＋外部調査機関

（西村あさひ法律事務所上海事務所）

開始日：平成 26 年 9 月頃

### 3. 調査の結果

(ア) 売上の妥当性の調査について

当社は、この調査を担当した西村あさひ法律事務所より、平成 27 年 3 月 16 日付で調査報告書を受領いたしております。調査結果の詳細につきましては、添付の調査報告書（なお、プライバシーへの配慮のため、作成した弁護士の了解に基づき、当社において個人名・会社名等の固有名詞を隠した形にしております。）をご参照いただきたく存じます。

調査報告書「第 3 検討 1. 実在性が疑われる不適切取引の有無について」に記載のとおり、この調査におきましては、懸念されたような不適切な取引が存在すると判断すべき事実は確認されませんでした。（ただし、後述の（イ）の調査の中で、不適切な取引の存在が判明しております。この結果の違いは、それぞれの調査の手法の違いから来るものであり、本調査の有効性を損なうものではありません。）

一方、同項(1)～(3)で、中国子会社において不適切な取引が生じやすい、又は、比較的容易に不適切な取引を実施することを可能とする事情が存在していたことの指摘を受けております。また、調査報告書「第 3 検討 2. 与信管理上の問題について」で、中国子会社の与信管理体制の問題点について重要な指摘を受けております。

(イ) 売上の実在性の調査について

(1) 調査の方法等

江守中国の監査法人である KPMG 上海が実施する 2014 年度期末決算監査において、特に重点的な項目として、通常の手続よりも厳格かつ精密な調査が行われました。

調査の内容としては、得意先に対する残高確認書の送付と回収に加え、契約書、納品書、物流証憑等の売上の実在性を裏付ける証憑の閲覧・確認、関係者のヒアリング等も併せて実施されました。

(2) 確認された事実

この調査の結果、以下の事実が確認されました

監査法人が実施した残高確認手続の中で、顧客A社に対する売掛金残高について、中国子会社とA社の間に認識の大きな差異が発見されました。その原因を探る過程で、A社の再販売先が江守中国の仕入先X社であることが分かりました。すなわち、X社から仕入れた商品が、最終的にX社に売り戻されたこととなります。(なお、ここでの会社名のイニシャル表記は、(ア)の調査報告書内での会社名のイニシャル表記に対応するものではありません。)

江守中国は、商品を仕入先X社から仕入れて、X社が指定するA社に販売しておりましたが、当該取引の時点ではA社が商品をX社に再販売していたことは認識していませんでした。しかし、結果として、本件取引を行ったことによってX社に対する資金貸付と同様の行為を実施したことになり、不明朗な取引に関与していたこととなります。(ア)の調査報告書「第3 検討 1. 実在性が疑われる不適切取引の有無について」で指摘されているように、中国子会社が不適切な取引に関係しやすい事情があったということが出来ます。

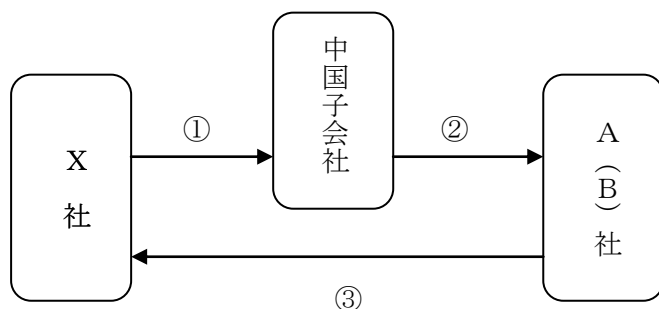
また、これを機にA社と同様の取引が存在しないかを精査したところ、顧客B社の再販売先がやはり仕入先X社であることが確認されました。

A社及びB社との取引は2012年(平成24年)から開始され、2014年(平成26年)の夏頃まで継続しておりましたが、2014年8月からは新規の販売は行っておりません。

なお、今回の調査においては、これら以外に仕入先への売戻し取引もしくはそれに類する取引は確認されていません。

※仕入先への売戻し取引の商流イメージ(矢印の方向は販売を示す)

取引①でX社から仕入れた商品が、取引③でX社に再販売(売戻し)されている。



(ウ) 重大な内部規則違反について

(1) 平成 27 年 2 月までに当社のコンプライアンス窓口に通報のあった事案について、被通報者からの事情聴取、客観的証拠や証言などによる裏付け調査を実施しました。その結果、次の事実が判明しました。

(2) 判明した事実

中国子会社の元総経理は、会社の承認を得ず、2005 年頃から親族が出資または経営に関与する企業 4 社（以下、「親族会社」と表記します。）と取引を行っていました。これは当社の内部規則違反にあたります。また、中国の会社法（公司法）上の義務違反（忠実義務等）に該当し、民事上の責任を負う可能性があります。

元総経理により中国子会社が親族会社と行っていた取引は、中国子会社が親族会社に商品を販売する場合と、中国子会社が親族会社から商品を仕入れる場合があります。元総経理は、当該親族会社とこのような取引した目的を次のとおり説明しています。

イ. 上海市外高橋保税区（当時。現在の上海市自由貿易試験区）の会社として登録されている江守商事（中国）貿易有限公司が法律上制約を受ける行為（中国への輸入または中国からの輸出、為替の転換、増値税の還付等）を代行してもらうため、あるいは、当社の規則では厳に禁止されているが、中国の特定の業界での商慣習上、売上を維持するために現在でも避けられない取引先へのリベートの支払いのために当該親族会社を利用していたものであり、自己の利益を図る不正な目的のためではない。

ロ. 上記のような重要な行為を代行してもらうために、信頼できる会社に委託する必要がある、信用の置ける親族が関与する会社を起用した。

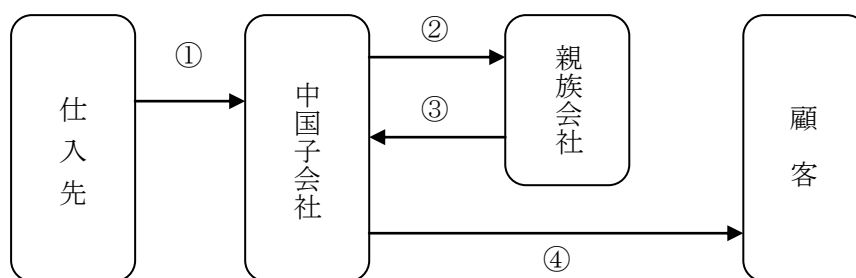
また、当該親族会社と江守中国の間の取引は、上記のとおり一定の経済的必要性から行われたものと説明されていますが、監査法人による監査の過程でその取引内容を精査したところ、親族会社との間に同一商品について往復の売買取引があることが分かりました。そして、このような取引においては、親族会社に対する役務提供手数料のみを純額として計上すべきところ、商品売買のように売上、仕入総額を計上しておりました。

元総経理によって会社の承認なく親族会社と不明朗な取引が行われたことは事実であり、当該取引を通じ、一般の会社と取引した場合と比較して親族会社に不相当な利益が流出した可能性があります。親族会社との個々の取引価格の妥当性の評価は困難であることから、当該取引により中国子会社に損害が生じたことが判明した場合には、訴訟を含め適切な対応を取ってまいります。

なお、以前は保税区登録会社は中国への輸入または中国からの輸出、為替の転換、増値税の還付等の行為について法律上制約を受けておりましたが、その後の法改正により、届出等の比較的容易な手続で行うことができるようになっております。現在では、江守商事（中国）貿易有限公司も、これらのために他社を利用する必要は無くなっており、自社において対応しております。

※親族企業との往復の売買取引の商流イメージ（矢印の方向は販売を示す）

②と③が親族会社との往復の売買取引



#### 4. 会計その他への影響

まず、3（イ）（2）の形式的には仕入先と販売先の異なる通常取引ですが、実態は最終販売先が仕入先となっている売戻し取引につきましても、売買取引ではなく金融取引と捉え、平成25年3月期第1四半期に遡って、連結決算で該当取引の売上と仕入の計上額を取消し、営業利益も減額の訂正を行っております。また、A社及びB社との取引金額を未収入金勘定に振り替え、当該取引の粗利益相当額は未収入金の受取利息（営業外収益）に振り替える訂正処理を行っております。結果、営業利益は減少しますが、同額の営業外収益が増加するため、経常利益及び当期純利益の訂正はありません。

次に、3（ウ）（2）の親族会社との往復売買取引につきましては、平成22年3月期第1四半期に遡って、親族会社との間の売上と仕入の金額を消去し、親族会社に対する役務提供手数料のみを純額として計上する訂正を行っております。なお、利益の訂正はありません。

さらに、中国子会社と親族会社の間取引については、関連当事者との取引として開示すべき事項でありましたが、これまで開示が遺漏しておりました。平成22年3月期（第54期）に遡り、訂正有価証券報告書上で関連当事者の注記の追加記載を行っております。

なお、上記訂正の金額等の詳細につきましては、平成27年3月16日付開示の「『平成27年3月期第3四半期報告書の提出』および『過年度有価証券報告書等ならびに内部統制報告書の訂正報告書の提出』に関するお知らせ」をご参照下さい。

#### 5. 今後の対応について

今回の調査の結果は、平成27年3月期第3四半期の決算に反映させると共に、平成22年3月期（第54期）から平成27年3月期（第59期）第2四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出し、同じく決算短信及び四半期決算短信を訂正いたしました。

また、調査を通して得られた情報から、中国子会社及び当社グループのガバナンス、コンプライアンス、内部統制、与信管理体制等に改善すべき課題があることを認識いたしました。

ガバナンスについては、グループ・ガバナンスを推進する部門として「グループ・ガバナンス事務局」を新設し、同事務局が窓口となる一方で、各地現地法人でのガバナンス監視責任者を配置して、ガバナンス強化を図ります。子会社に委譲する権限の範囲を明確化し、親会社への承認・報告ルートを改善整備することにより、親会社による統制をより実質的かつ有効なものにしてまいります。また、内部監査機能ならびにシステムの運営見直しによるモニタリング体制を強化し、不適切な行為を早期に発見しうる体制を構築します。

次に、コンプライアンスについては、中国子会社におけるコンプライアンス意識の低さが上述の内部規則違反等につながったと考えます。平成26年7月より当社の指導の下、中国子会社においてコンプライアンス研修の実施や内部通報ホットラインの開設など、コンプライアンス体制の構築を進めております。また、今後、当社グループのコンプライアンスを所管するコンプライアンス委員会の組織を充実拡充し、より有効なグループコンプライアンス活動ができる機関として定着させていく予定です。さらに、今回の調査の端緒となった内部通報制度をより実効性の高いものとするために、社員への啓蒙と周知徹底を行います。コンプライアンス委員会の継続的活動を通じて明らかになった事実に基づいて、監査役会とのさらなる連携を図り、適宜必要な対応策や処分を実施してまいります。

内部統制については、管理体制やモニタリング体制の不足等により牽制が有効に機能していなかったことが、不適切な取引や計上の原因となったと認められます。業務プロセスや承認プロセスを見直し、曖昧さや人為的な関与を排除した厳格な仕組みを構築し、また、内部統制を支えるITシステムも改善を行い、内部統制の適正な運用が担保できるようにしてまいります。当社グループ管理部門と海外子会社の管理部門を再構成・再編成することで連携を強化し、海外子会社の管理機能の充実を図ります。

与信管理については、調査報告書で指摘されている問題点が中国子会社における滞留売掛金の発生の要因のひとつとなったと認められます。すでに平成26年7月より当社の積極的な関与の下、与信管理規程の見直し、大口取引の決裁権限の親会社への移管等、中国子会社の与信管理体制の改革を行っております。

平成27年3月16日付開示の「貸倒引当金繰入額（特別損失）の計上に関するお知らせ」でご報告のとおり、当社は中国子会社において多額の貸倒引当金を計上しております。このような厳しい状況にある中で、中国子会社においてその他以下の3つの重点方針による社内改革に取り組んでまいります。

- (1) 売掛債権回収の徹底
- (2) 事業領域の集約化、適正化
- (3) リストラクチャリングによるコストダウン

以上、今回の監査とそれを補完するための調査の報告といたします。これらの調査のために、平成27年3月期第3四半期決算の報告が遅れましたことと、皆様に大変ご心配をお掛けしましたことを改めてお詫び申し上げます。

以上

本書はプライバシーに配慮し、作成者の了承に基づき、  
江守グループホールディングス株式会社において、  
個人名・会社名等の固有名詞を隠した形にしております。

## 調 査 報 告 書

平成 27 年 3 月 16 日

江守グループホールディングス株式会社 御中

西村あさひ法律事務所

貴社(以下「**江守 GH**」ということがあります。)のご依頼に基づき、江守商事(中国)貿易有限公司(以下、江守商事(上海)化工有限公司その他の同社の関係会社も含め「**江守中国**」といいます。)における下記第 1 の 2 の事項について当職らが調査した結果を下記のとおりご報告申し上げます。

なお、今後新たな事象が発生したり、新たな事実が発見された場合には本報告書の内容を変更することがあり得ること、本報告書の内容は、裁判所その他の関係機関・当局の判断を保証・拘束するものではないことにご留意ください。

記

### 第 1 本件調査

#### 1. 調査経緯

江守 GH は、江守中国が有する売掛金債権の回収を担保するため、取引信用保険を付保し、実質破綻先との取引について保険会社との間で保険金支払い協議を行っていたが、その過程で、当該取引先が他の取引先から告発や訴訟を受けるなどの違法な取引に関与していた可能性があることが発覚した<sup>1</sup>。

また、あずさ監査法人は、江守中国の大口取引先との間で滞留売掛債権が増加している

---

<sup>1</sup> 江守 GH 2015 年 2 月 10 日付けプレスリリース「中国子会社における追加調査に関するお知らせ」  
<http://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS70163/d81b173c/1d0d/4e69/8e14/d2b24d463797/140120150210023612.pdf>



ことから、取引先との間で不適切な取引が行われている可能性を指摘した<sup>2</sup>。

そこで、江守 GH は、江守中国と重要な取引先顧客との間の取引について、不適切な取引の有無について調査を行うこととし、当職らは、2015年2月10日、江守 GH から調査の依頼を受け、同日、調査に着手した。

## 2. 調査事項・範囲

当職らは、江守 GH からの依頼に基づき、2015年1月時点で江守中国の売掛債権額上位5社であった①A1集团有限公司及びその子会社・関連会社(以下「**Aグループ**」という。)、②B1有限公司及びその子会社・関連会社(以下「**Bグループ**」という。)、③C1有限公司及びその子会社・関連会社(以下「**Cグループ**」という。)、④D1集团有限公司及びその子会社・関連会社(以下「**Dグループ**」という。)及び⑤E1有限公司及びその子会社・関連会社(以下「**Eグループ**」という。)、並びに、保険会社から違法な取引への関与の可能性を指摘された⑥F1有限公司及びその子会社・関連会社(以下「**Fグループ**」という。上記6グループを総称して、又は6グループについて一般的に述べる場合に、「**本件取引先**」ということがある。)との取引について、実在性のない取引があったか否かを始めとする不適切な取引の有無の確認という観点から事実調査を行った。

## 3. 調査方法

当職らは、江守中国から開示された関係資料を精査したほか、以下の関係者に対しインタビューを行った。

(本件取引先)

- ・ A1集团有限公司 董事長<sup>3</sup>
- ・ C1有限公司 董事長
- ・ E1有限公司 董事長
- ・ D1集团有限公司 董事長
- ・ B1有限公司 董事長<sup>4</sup>
- ・ B1有限公司 総経理<sup>5</sup>

---

<sup>2</sup> 江守 GH 2015年2月14日付けプレスリリース「(経過開示)中国子会社における追加調査に関するお知らせ」  
<http://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS70163/fb72de81/abeb/41c9/85e3/c546708be8bf/140120150214026188.pdf>

<sup>3</sup> インタビュー時に、詳細にわたる事項は書面で質問願いたい旨の依頼があったことから、後日書面による質問事項書を送付したが、本日時点でその回答を得るには至っていない。

<sup>4</sup> 電話によるインタビュー。

<sup>5</sup> 電話によるインタビュー。

なお、Fグループについては、既に破綻し、従業員も退職しているとのことであり、インタビューを実施できなかった。

(江守中国関係者)

- ・ 江守中国 総経理
- ・ 江守中国 副総経理兼管理本部長
- ・ 江守中国 副総経理兼営業本部長
- ・ 江守中国 監査室長兼法務室長
- ・ 江守中国 元総経理
- ・ 江守中国 自貿区所長
- ・ 江守中国 営業副本部長
- ・ 江守中国 市場開発部 部長
- ・ 江守中国 化学品部経理
- ・ 江守中国 法務室副室長

## 第2 調査の結果発見された事項

### 1. 江守中国における事業の状況等

#### (1) 江守中国における事業の状況

江守中国においては、中国における個人消費の拡大による食料の需要増や良好な設備投資意欲による金属資源の需要増等を背景として、近時取引量が拡大しており、売掛債権額も毎月増加している。

江守 GH の核となる取扱い商品は、繊維、電子材料、化学品(特に基礎化学品)であるが(以下、かかる江守 GH の中心事業を「**コアビジネス**」と呼ぶことがある。)、江守中国では、これらに加え、機能化学品(紙等)、資源等の商品も取り扱っており、また、流通(食品等)や市場開発等の事業も営んでいる。コアビジネス以外の分野については、江守中国として、必ずしも業界に通じているわけではなく、自前の取引先を多数抱えているわけではない。

#### (2) 本件取引先との基本的な商流

江守中国が本件取引先との間で行っている取引は、概要、①江守中国がサプライヤーから原材料を購入して本件取引先に販売するという取引(以下「**仕入れ取引**」という。 )と②江守中国が本件取引先から商品を仕入れて顧客に販売する取引(以下「**顧客販売取引**」という。 )の2種類である。それぞれの取引の一般的な流れは以下のような

ものである。

仕入れ取引においては、まず、江守中国がサプライヤーから原材料を購入し、その代金を支払う(代金は前払いのことも多い)。サプライヤーは中国国内の業者である場合もあれば、海外の業者である場合もある。海外の業者から原材料を購入する場合には、輸入手続きが必要となり、江守中国が(必要に応じて通関業者等に委託するなどして)輸入手続きを行う。その後、江守中国が本件取引先に当該原材料を購入価格に利益や費用等を上乗せした価格で販売する。本件取引先から江守中国に対する支払いは、販売から90日～180日後(期間は個々の取引により異なる)である。仕入れ取引においては、取引対象である原材料は、サプライヤーから本件取引先に直接引き渡されるのが通常である。ただし、海外から輸入する場合には、いったん港において江守中国が委託している倉庫業者の倉庫に納入され、そこから本件取引先に引き渡される。本件取引先への納入については、物流業者に納入を委託することもあるが、サプライヤーが自ら納入することも少なくない。江守中国は、サプライヤーから本件取引先に実際に納入されたことを確認するため、サプライヤーの出庫シートと本件取引先の入庫シートを確認している。ただし、江守中国が、出荷や入荷に実際に立ち会うことは通常はない。

顧客販売取引については、まず、本件取引先が製造するなどした商材を江守中国が購入し、本件取引先に代金を支払う。その後、江守中国は、当該商材を顧客に購入価格に利益や費用等を上乗せした価格で販売する。顧客から江守中国への支払いは、販売から90日～180日後(期間は個々の取引により異なる)である。顧客は江守中国から購入した商材をさらに転売する場合もあるが、基本的には、顧客に販売した後の流れについては江守中国は関心を持っていない。顧客販売取引においても、取引対象である商材は、本件取引先から顧客に直接引き渡されるのが通常である。仕入れ取引と同様、江守中国は出庫シート及び入庫シートを確認するが、出荷や入荷への立ち会いは行わないのが通常である。

### (3) 江守中国の商流における役割・機能

仕入れ取引における江守中国の一番の機能は、本件取引先に対する信用の付与である。すなわち、原材料を購入する場合、その代金は前払いのことが多いが、本件取引先は江守中国経由で購入することにより、90～180日の支払サイトの延長を得ることができる。これにより、本件取引先は、まず原材料を仕入れて、それを元に商品を製造するなどして利益を上げ、その利益の中から江守中国に対する支払いを行うことができる。

顧客販売取引における江守中国の主たる機能は、本件取引先が回収リスクを負わなくて済むということである。すなわち、本件取引先は直接顧客から代金の取り立てをする必要がなくなり、江守中国から速やかに且つ確実に代金を支払ってもらえるとい

うメリットを享受する。

以上のような機能のほか、江守中国がノウハウを有するコアビジネスにおいては、江守中国が把握している調達ルートや販売ルートを活用できるという点も本件取引先にはメリットである。これに対し、コアビジネス以外の分野については、江守中国は必ずしも業界に通じているわけではないため、江守中国は、本件取引先が指定したサプライヤーや顧客との取引の間に入ることが多く、その役割は、専ら上記で述べた支払サイトの延長や代金回収リスクの負担となる。

#### (4) 江守中国における債権管理

江守中国は、新規取引先と取引を始めるに当たっては、保険会社による取引信用保険の付保可能額を確認し、当該金額を基準としつつ、取引の内容や、取引実績、取引先の保有資産、担保の状況等を独自に評価して、与信枠を設定していた。しかし、後記 2 で個別の取引先について述べるとおり、必ずしも与信枠は遵守されておらず、取引実績や担保価値の柔軟な評価により、実際には与信枠を超えた取引がなされていた。

江守中国は、2012 年 6 月から、売掛金債権の保全のため、保険会社<sup>6</sup>による取引信用保険を設定している。当初は、当該保険会社による取引信用額を与信枠のベースとしていたが、上記取引信用額は比較的頻繁かつ大幅に変動することもあり得ること、事業拡大につれ、取引信用保険とは別に担保設定等を行うことにより、上記取引信用額を上回る与信枠を設定するケースも見られるようになり、それらを契機に、そのころから、江守中国は、原則として四半期ごとに与信会議を開催し、債権管理上問題があると思われるテーマについて議論を行うようになった<sup>7</sup>。

江守 GH は、2014 年 7 月 3 日に江守中国の取引先について厳格に債権管理を行う方針を決定し、それに基づき、江守中国は、本件取引先を含む取引先の与信枠の見直しを行い、新規取引を縮小ないし停止するなどして、売掛金債権の圧縮を図った。

#### (5) 江守中国における決裁手続

江守中国における決裁システムには、①サイボウズ、②リスクマネージャー及び③ボカの 3 種類がある。与信枠を超えるような取引の実施、取引先の支払期日の延期、取引先に対する担保の設定・変更の場合(江守中国では、このような場合を特殊申請と呼んでいる)には①サイボウズのシステムが利用される。一方、通常の取引におけ

<sup>6</sup> 日系・中華系の保険会社として、H1 保険公司(以下「H1」という。)、H2 保険有限公司が、欧州系の保険会社として、J1 や J2 がある。

<sup>7</sup> 2014 年度は、2 か月に 1 回の頻度で開催されていた。

る契約書の作成の承認には②リスクマネージャーが、与信枠の確認等には③ボカが利用される<sup>8</sup>。

特殊申請の場合には、サイボウズのシステム上で決裁の申請を行うと、申請内容に従って自動的に決裁を受けるべき決裁権者が表示される仕組みとなっており、当該決裁権者の承認を受けて実行することとなっている。他方、リスクマネージャーについては、申請内容によっては、複数の者の中から決裁を受けるべき者を選択できる場合があり、決裁申請者がある程度決裁権者を選べる仕組みとなっている。

## 2. 各取引先との取引の状況等

### (1) Aグループ

#### ア 取引の概要

江守中国は、Aグループとの間で主に、サプライヤーから購入した鉱物資源や金属材料をAグループに販売する取引(仕入れ取引)や、Aグループから金属製品を購入して顧客に販売する取引(顧客販売取引)を行っていた。

このような取引には、江守中国が、Aグループの上海A2有限公司(以下「A2」という。)から仕入れた熱間圧延コイル、冷延鋼板、鉄鉱石精粉等を、Aグループの関連会社であるA3有限公司、Aグループの協力会社とされるA4有限公司、A5有限公司及びA6有限公司に販売していたもの、すなわち、関係会社間の取引に商社として介在したと見られるものがある。

Aグループの取引において、仕入れ取引におけるサプライヤー及び顧客販売取引における顧客はAから指定されていた。

Aグループとの取引において、仕入れ取引及び顧客販売取引のいずれの場合も実際の物の流れは、江守中国を経由せずに行われていた。

#### イ 取引経緯

江守中国は、L銀行P支店の副支店長から紹介されて、Aグループと2012年2月に初回基本契約を締結し取引限度額1億円にて取引を行うようになった。江守中国とAグループとの取引額は2012年ころ当時は2億円くらいであったが、その後、取引が拡大していった。2013年2月ころのAグループの与信枠は4億4500万元であったが、同月末の売掛金残高は約4億5000万元であり、与信枠を超えていた。しかし、取引信用保険による付保分が2億5500万元、不動産担保の評価額が1億6000万元であり、無保証・無担保の債権は3500万元にとどまったことから、取引を継続することが決定された。その後、同年7月19日時点では売掛金残高は5億0165万元となっ

<sup>8</sup> ただし、ボカについては、いまだ試行段階とのことである。

ていたが、上記の付保分及び不動産担保に輸入貿易分銀行手形を加えると被保証・被担保の債権は 5 億 4900 万元となったことから、取引を継続するとの判断がなされた。その後、2013 年 8 月には、A グループの与信枠を拡大することが検討されたが、結局与信枠は 4 億 5000 万元のまま据え置かれた。

その後、2013 年後半に、江守サイドの意向により、江守中国と A グループが合弁会社を設立するという計画が持ち上がり、かかる計画を背景に、2013 年後半からさらに売掛金残高は飛躍的に増加し、2013 年 11 月末時点では与信枠の 2 倍近くである約 8 億 1600 万元に、2014 年 3 月末時点では、与信枠の約 4 倍近くの約 16 億 8000 万元に、達した。このような事態を受けて、同年 4 月 24 日に開催された与信会議(以下「**2014 年 4 月与信会議**」という。)において、A グループに対する与信枠を合計で 10 億元とするとの提案がなされたが、結局与信限度額は 4 億 5000 万元のまま据え置かれ、売掛金残高と与信枠は大きく乖離したままとなった。なお、2014 年 4 月与信会議資料によれば、2014 年 3 月末時点における A グループに対する付保額は 3 億 500 万元、被担保債権額は、鉱山採掘権 3 億元、原料・完成品抵当 5200 元、土地使用権(登記申請中)1 億 2000 元とされており、同時点で売掛金残高 9 億 1300 万元となる海外取引に係る売掛金については何の担保も付されていない状態となっていた。

また、江守中国は、A グループに対する売掛金債権について、2014 年 1 月 29 日及び同年 6 月 30 日に売掛金の支払期限の延長を行っている。このうち、2014 年 1 月の支払期限の延長については、同年 2 月から 4 月にかけて支払期限が到来する海外取引に係る売掛金債権合計 2440 万元余りにつき、一律に 3 か月間その支払期限を各延長するというものであったが、当時の営業担当者である Z 氏はその経緯について 1 年以上前のことなので覚えていないとして詳細な説明をせず、また、2013 年 12 月 18 日、2014 年 1 月 18 日及び同年 2 月 17 日の与信会議資料でも当該支払期限の延長に関する言及はない。このような支払期限の延長実施後も、上記のとおり、A グループとの取引は拡大し売掛金債権は増加し続けた。

ただし、2014 年 4 月与信会議を経て、A グループとの取引については、海外取引も含め継続はするものの、その売掛金債権を減少させるとの方針が採られることになり、同年 5 月、A グループに対してもその旨が伝達された。しかし、その後も A グループに対する売掛金債権残高はほとんど変わらず、江守中国は、同年 7 月以降、A グループとの新規取引を原則停止し、その売掛金債権の回収を図ったが、A グループは、2014 年 9 月に江守中国に対する売掛金の支払いを遅延し、2015 年 1 月末時点の売掛金残高は約 19 億 2700 万元である。

#### ウ 担保の状況

A グループに対しては、もとは同グループ会社の建物、土地使用権に担保権を設定していたが、2013 年 12 月 9 日に江守 GH にて開催された「A 2 方針会議」と題する会議

(以下「**A 2 方針会議**」という。)において、かかる不動産担保<sup>9</sup>を放棄して代わりに鉱山採掘権に担保権を設定すること<sup>10</sup>、これに併せて産出される石炭の独占販売権を取得することにより石炭売却代金からの債権回収を容易にすることが提案され、基本的方向性として承認された。その後、不動産担保の代わりに鉱山採掘権に設定された担保権の被担保債権額は 3 億元とされた。この点、江守中国が A グループから提供を受けた評価書類によれば約 7 億元の価値があったとされ<sup>12</sup>、当時、A グループの売掛金債権残高は既に与信枠を大きく上回っていたにもかかわらず、なぜ従前の不動産担保と同程度の 3 億元を被担保債権額とすることとしたのか疑問が残るところである<sup>13</sup>。この点、江守 GH の 2014 年 3 月 10 日開催取締役会資料とされた江守中国法務室作成資料によれば、「炭鉱の価値は年々減少するものが、理論上、2・3 年以内には、半分まで減少することがないと予想したため、7 億の半分 3 億という金額設定が妥当だと判断した」とのことである<sup>14</sup>。

その後、江守中国では、鉱山採掘権について、従前の被担保債権額 3 億元に加え、約 4 億元を、当時無担保だった海外取引に係る売掛金の担保とすることが検討されたものの<sup>15</sup>、実施されるには至らなかった<sup>16</sup>。さらにその後、江守中国は、2014 年度半期決算対応時期である 2014 年 9 月ころ、鉱山採掘権の被担保債権額を 7 億元とする旨の合意書を A グループとの間で締結した。しかし、上記締結後も、登記上の被担保債権額は 3 億元のまま維持された。その理由につき、監査室長は、中国では日本と異なり後順位抵当権設定の制度がないと聞いており、被担保債権額を 7 億元とする登

---

<sup>9</sup> A 2 方針会議の資料には、不動産担保の被担保債権額は 2 億 2200 万元と記載されている。

<sup>10</sup> A 2 方針会議の資料には、「鉱山採掘権抵当権設定 6~8 億元」と記載されている。

<sup>11</sup> A 2 方針会議の資料としては、「戦略提携計画協議書」と題する文書(A グループ 理事長及び総経理と江守中国との合意文書(案)の体裁となっており、日本語で書かれたもの)も配布されているところ、当該文書には、担保物につき、既存の不動産担保から鉱山採掘権に交換することを合意する旨記載する一方、その担保の限度額又は設定額については記載されていない。なお、2014 年 2 月 18 日に開催された与信会議資料には、鉱山採掘権の担保設定額が 3 億元とされたことが明記されている。

<sup>12</sup> 評価書類の提供を受けた時期については必ずしも明らかではないが、評価会社による評価鑑定書の日付は 2013 年 12 月 8 日であり、同月 9 日開催の A 2 方針会議の資料にも、脚注 10 のとおり、記載がなされているものがある。

<sup>13</sup> 監査室長は、当該担保権の切り替えについては、総経理(当時)が江守 GH と直接やり取りをして決定したものであり、自身はその背景、目的、実施可否等につき、事前に説明又は検討指示を受けた記憶はない旨述べている。

<sup>14</sup> もっとも、その後の江守中国の被担保債権額増額に向けた検討は、上記判断結果として記載された内容とは必ずしも整合しないように思われる。

<sup>15</sup> 2014 年 4 月与信会議の資料に、上記被担保債権額増額を提案する旨の記載がある。監査室長によれば、明確な記憶は残っていないものの、鉱山採掘権の価値が 7 億円である旨聞いていたため、未使用分の 4 億円を海外取引に係る売掛金債権の担保とすることを提案したのだと思うとのことである。

<sup>16</sup> 監査室長によれば、国内資産である鉱山採掘権を海外取引に係る売掛金の担保とすることが法制上困難との結論に至ったことによるものであるとのことである。

記をするためには、いったん 3 億円の登記を抹消した上、新規に 7 億円の登記をする必要があるところ、当時、鉱山採掘権については、その担保設定の可否自体が問題とされるリスクがあると認識していたことから<sup>17</sup>、いったん 3 億円の登記を抹消することにより、その後の 7 億円の登記をする際に、行政当局の理解を得られず、鉱山採掘権の担保そのものを失うリスクがあると判断したためであると説明している。

こうした経緯を踏まえれば、少なくとも本報告書作成時点において、鉱山採掘権に 7 億円の担保価値があるかについては、疑問と言わざるを得ない。

また、2014 年 11 月、江守中国は A グループに対して、A グループの A7 HONG KONG LIMITED の株式を新たに担保に差し入れるよう提案した。A7 HONG KONG LIMITED は、A グループの会社であり、ラミネート鋼板事業を営む A 8 有限公司が外資優遇策を享受できるようにするため、同社の株式を 100 パーセント保有する親会社として、便宜上設立された企業である。そのため、A7 HONG KONG LIMITED の株式価値は、A 8 有限公司の事業価値に対応するところ、同社の企業価値については、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式により算出すると約 6 億 5000 万元である旨の評価書類が存在する。もっとも、上記企業価値評価においては、2014 年中に設備投資を完了し 2015 年の工場稼働率が 80 パーセントに達することがその将来計画の前提とされているが、実際には、一部設備の設置が未了であることが確認されている上、その余の設備状況については江守中国においては把握できていないことから、前提とされた将来計画どおりに事業が遂行されるかは不透明な状態であると言わざるを得ない。

#### エ 保険金支払いの申請

江守中国は、A グループに対する売掛金債権について取引信用保険を設定していたが、2014 年 5 月 31 日に保険契約が満了し従前の保険会社との契約が更新に至らず、他の保険会社(H 1)と同年 8 月に締結した保険契約(限度額 800 万元)においては、関連会社間取引は免責事項と定める条項<sup>18</sup>が含まれていたところ、A グループに対する売掛金債権は関係会社間取引に介在する形で発生したのも含まれていたことから、保険金の支払い申請ができなかった。

#### オ A 9 進出口有限公司との取引

江守中国は、サファイアガラス製造工場で使用する特殊な機械を日本のメーカーから購入し、それを A 9 進出口有限公司(以下「A 9」という。)に販売する取引を行っ

<sup>17</sup> 2014 年 7 月 21 日、中国の国土資源部より、鉱山採掘権に対して新規に担保権を設定することを停止する旨の通知が発せされたという事情があったため、上記認識を有していたとのことである。

<sup>18</sup> 従前の保険会社との保険規約においては、同様の条項は存在しなかったとのことである。江守中国は、H 1 との契約締結時には、当該条項の存在を認識していたにもかかわらず、関係会社間取引に介在する形で取引を是正しないまま当該保険契約を締結し、締結後もこれを是正するに至らなかったとのことである。



た。この取引において、A 9は、江守中国から購入した機械をAグループの上海A 2に販売しており、当該機械はサプライヤーから上海A 2に直接納入された。当該取引開始に当たり、A 9が江守中国に対して支払うこととなっていた前払代金(デポジット)である代金の20%については、上海A 2が江守中国に支払っている。本取引を担当したZ氏によれば、本取引にA 9が関与した理由は、A 9は当該機械を輸入するためのライセンスを持っており、江守中国やAグループはかかるライセンスを持っていなかったからとのことであり、A 9と取引を行う時点で、エンドユーザーがAグループであることは知っており、そのことは必要に応じて関係部門にも説明していたとのことである。しかし、本取引に先立ち、A 9を新規取引先としてその取引開始の許可を求める申請書類においては、口頭説明内容を承認権者らにおいて書き留めたと思しき手書きの記載も含め、Aグループに関する記載はまったくなく、承認権者として本取引を了承した営業本部長及び監査室長<sup>19</sup>は、A 9との取引が実質的にはAグループとの取引であることの説明は事前にはなく、そのため、本来与信管理上Aグループ関連取引として認識すべき本取引につき、そのような管理ができなかったと説明している。

## (2) Bグループ

### ア 取引の概要

江守中国は、Bグループとの間で、いずれもBグループ内の関係会社であり、農作物等の販売業等を営むB 1有限公司(以下「**B 1**」という。)、アルコール、飼料の製造業等を営むB 2有限公司(以下「**B 2**」という。)、精米加工業等を営むB 3有限公司(以下「**B 3**」という。)間の各取引に商社として介在し、①B 1からトウモロコシを購入し、これを原料にアルコール、飼料を製造するB 2に対して販売する、②B 2からアルコール及び飼料を購入し、B 1に対して販売する、③B 1から稲を購入し、B 3に対して販売する、④B 3から米を購入し、B 1に対して販売する等の取引を行っていた。また、江守中国は、B 2の総経理が大株主であるB 4からトウモロコシ及び大豆を購入し、B 5有限公司に対して販売するという取引を行っていた。

B 2の総経理によれば、江守中国とBグループの取引において、仕入れ取引におけるサプライヤー及び顧客販売取引における顧客はBグループから紹介された業者もあれば、江守中国とBグループが共同して開拓した業者もあったとのことである。また、物流については、①の場合は、B 1とB 2はいずれも吉林省に所在する会社であるため、B 1がB 2に対して直接トウモロコシを運んでいた、②の場合は、アルコールについてはB 2がエンドユーザーに対して直接運んでおり、飼料についてはいったんB 2がB 1の倉庫に運び、その後、エンドユーザーに対して運ばれていた、③の場

<sup>19</sup> 当時総経理等も承認している。

合は、B 1 が、いったん江守中国が B 1 から借りている倉庫<sup>20</sup>に運び、その後、エンドユーザーに対して運ばれていた、④の場合は、B 3 が B 1 に対して直接米を運んでいたとのことである<sup>21</sup>。

#### イ 取引経緯

江守中国は、2010 年に、日本の化学メーカーから B グループを紹介され、取引を開始した。江守中国は、B グループに対し 6 億元の与信枠を設定していた。

B グループは、2014 年 12 月に江守中国に対する売掛金の支払いを遅延し、2015 年 1 月末時点の売掛金残高は約 5 億 7750 万元である。支払遅延後、2014 年 12 月、2015 年 1 月には一部支払がなされたものの、同年 2 月にはまったく支払いがなされなかった。当該遅延売掛金債務の支払いにつき、総経理は、同氏が株主である B 6 有限公司等に対する買収案件の交渉が第三者との間で進行中であり、これによる資金化にはなお一定の期間を要することを理由に、6 か月間ほどの猶予をもらえれば、当該売却代金等による弁済が可能である旨述べている。

#### ウ 担保・保険の状況

江守中国の B グループに対する売掛金債権については、M 銀行の N 支店が保証を設定している。保証限度額は当初は 1 億元であったが、江守中国と B グループの間の取引量の増加に伴い、1 億 5000 万元、4 億元、8 億元と順次増加した。

ただし、江守中国に残る関連資料<sup>22</sup>によれば、M 銀行は政策銀行であり、個別の企業ないし取引について多額の保証をすることは考えにくく、また、同保証は M 銀行の N 支店が設定したものであるところ、かかる保証については、同行の本店が設定又は承認したものでない限り、効力を有しないとのことであり、この点、B 1 董事長は、保証の有効性については分からないとしつつも、保証が M 銀行の本店の承認等を得たものではなく、N 支店限りのものであると述べている。

これに関し、江守中国監査室は、上記 M 銀行の性格等にかんがみ、2012 年 2 月に、江守 GH 財務担当者<sup>23</sup>に対し、かかる保証の有効性及び B グループの与信枠について継

<sup>20</sup> B 1 の倉庫の一部を江守中国に貸しているとのことである、特に定額の倉庫料を取っているものではなく、個別の契約額を決定するに当たり、倉庫利用分も考慮されているとのことである。なお、①の場合も、契約上明記はされていないものの、事実上、江守中国が B 1 の倉庫の一部を借りて使用していたものといえることができるとのことである。

<sup>21</sup> これに対し、B 2 の董事長は、江守中国との取引は金融のための取引であり、物のやりとりはなかったと説明している。すなわち、①の取引を例にとれば、B 1 と B 2 との間でのトウモロコシの物流自体がなく、物流に関する出庫シート、入庫シートは内容虚偽のものである旨述べている。ただし、その説明内容は、下記第 3 の 1 で検討しているように、具体性を欠くものであり、必ずしもそれ自体として信用するに足りるものであるとまでは認められない。

<sup>22</sup> 当該資料の記載から、2012 年 2 月に作成されたものであることが窺える。

<sup>23</sup> 当該財務担当者は、その後江守 GH を退職しており、現在は在籍していない。

続の深掘り調査・検証することの了承を求めたところ、当該調査等は見合わせるよう指示を受けたことから、保証の有効性についての検証は行われず、与信枠についてもM銀行が保証していることを理由に詳細な検討はなされなかった。

また、上記経緯があった後の2014年1月、M銀行のO支店が、江守中国のB5有限公司に対する売掛金債権について限度額2億3000万円の保証を新たに設定している。かかる保証についても、本店が設定又は承認していない可能性がある。

なお、現在、江守中国とBグループとの間では、Bグループに対する売掛金債権に対する担保として、上記B6及びB7有限公司の株式に担保権を設定することにつき、交渉が進められている。

また、Bグループに対する売掛金債権については、H1による合計3800万円の取引信用保険が設定されていたが、同保険契約上、関連会社間取引は免責事項と定められていたことから、関係会社間取引に介在する形で発生したBグループに対する売掛金債権については、保険金の支払いを受けることができないため、その申請も行っていない<sup>24</sup>。

### (3) Cグループ

#### ア 取引の概要

江守中国は、Cグループとの間で、海外のサプライヤーから購入した化学品の原材料(アセトン)をC1有限公司(以下「C1」という。)やC2有限公司(以下「C2」という。)に販売する取引(仕入れ取引)や、C1から完成品(IPA)を購入して海外の顧客に販売する取引(顧客販売取引)を行っていた。

Cグループとの間の仕入れ取引では、江守中国は、Cグループから指定されたサプライヤーからアセトンを調達していた。

Cグループとの間の顧客販売取引では、江守中国は、大半はCグループから指定された顧客にIPAを販売していたが、江守中国がCグループに紹介した日本の顧客に販売することもあった。

Cグループとの取引において、仕入れ取引及び顧客販売取引のいずれの場合も実際の物の流れは、江守中国を経由せずに行われていた。なお、アセトンは危険物としてその取扱いに法規制があり、その物流については法規制に従って記録化等がなされているとのことである。

---

<sup>24</sup> 江守中国は、Bグループとの取引に関しても、2014年7月までは、別の保険会社との間で取引信用保険を設定していたところ、当該保険会社との間での保険規約においては、同様の条項は存在しなかった。江守中国は、H1との契約締結時には、当該条項の存在を認識していたにもかかわらず、関係会社間取引に介在する形で取引を是正しないまま当該保険契約を締結し、締結後もこれを是正するに至らなかったとのことである。

## イ 取引経緯

江守中国は、T市S開発園区の工場に対し化学品の原料を販売する事業を行っていたが、開発園区を管理している人物の紹介で、Cグループに対し営業を行い、2011年9月ころからCグループと取引をするようになった。

江守中国は、CグループのC2が日本の大手総合商社であるP社と合弁会社設立を計画していたため、Cグループは信用できる取引先であると考えたことに加え、C1の董事長は日本の大手総合商社であるQ社での勤務経験を有し日本語も堪能であったことから他の取引先よりも信頼感があると考えたことなどから、その取引額を増加させていき、与信枠を1億7000万元と設定しつつ、実際の売掛金はその枠を超えて増加していった。

江守中国は、2014年7月3日に与信会議を開催して取引先の与信枠を見直し、Cグループについては、与信枠を1億7000万元から5000万元に縮減した。

Cグループは、2014年7月に江守中国に対する売掛金の支払いを遅延し、2015年1月末時点の売掛金残高は約2億8830万元である。Cグループが売掛金を延滞するに至ったのは、2014年7月に江守中国が与信枠を見直し、江守中国とCグループの間の新規取引を停止したことが影響したものと考えられる。

## ウ 担保・保険の状況

Cグループに対しては、現在も有効なものとして750万元の設備抵当が設定されている。過去にはJ2による限度額4000万元の取引信用保険がかけられていたが、これは2014年5月31日に期間満了により終了している。

Cグループは売掛金の支払いを遅滞しているが、現在でも毎月少しずつ支払いは行っている上、2015年1月に江守中国がCグループの工場が稼働中であることを確認したため、Cグループは破たん状態ではないとの判断の下、取引信用保険に基づく保険金の遅延報告は行っていない。当該取引信用保険は実務上、支払遅延発生後1か月以内<sup>25</sup>に保険会社に遅延報告しなければ、その支払いを受けることができなくなることから、Cグループの売掛金債権については、保険金の支払いを受けることはできない<sup>26</sup>。

## エ 与信枠縮減後の新規取引

Cグループに対する与信枠は2014年7月3日の与信会議において5000万元とすることが決定されたが、その直後の同月7日にC1と与信枠を超える取引を行う旨の承認申請がなされ、Z氏及びY氏の承認を経て、同月11日にX氏により承認されてい

<sup>25</sup> 取引信用保険規約上は10日以内とされているが、実務上は1か月までは許容されているとのことである。

<sup>26</sup> すなわち、支払遅延が生じた場合には、実務上1か月以内に、保険金の支払申請による回収を図るか、取引先からの自主的返済による回収を図るかを検討し、方針を決定する必要がある。

る。承認申請を行ったU氏は、当該取引は与信枠が縮減される前の2014年6月中に取引の依頼をC1から受けていたものであり、社内手続が与信枠縮減後になってしまったものの、社内手続上問題はなかったと説明している。しかし、当該取引の決裁に当たっては、本来、承認権者であるはずの営業本部長や監査室長の承認を経ないまま、その後の手続が進められている<sup>27</sup>。

#### (4) Dグループ

##### ア 取引の概要

江守中国は、DグループのD2及びD3有限公司との間で、南アフリカやトルコ、インドネシア等から輸入した鉱物資源(クロム鉱石やニッケル鉱石)をDグループに販売するという取引(仕入れ取引)や、Dグループから金属製品(フェロクロムや液体合金)を購入し顧客に販売するという取引(顧客販売取引)を行っていた。ただし、多くの金属製品はDグループが顧客に直接販売しており、江守中国との間の顧客販売取引の取引量は大きくない。

Dグループとの間の仕入れ取引では、江守中国は、鉱物資源をDグループから指定されたサプライヤーから調達する場合と、江守中国と共同で新たに開拓したサプライヤーから調達する場合があった。

Dグループとの間の顧客販売取引では、江守中国は、金属製品をDグループから指定された顧客に販売していた。

Dグループとの取引において、仕入れ取引及び顧客販売取引のいずれの場合も実際の物の流れは、江守中国を経由せずに行われていた。

##### イ 取引経緯

江守中国は、カナダの会社からDグループを紹介され、2009年夏頃から取引を開始した。

江守中国は、2013年9月25日に、Dグループに対する売掛金について、社内における支払変更の申請を行っている。営業担当者のZ氏によれば、これは、2013年9月から2014年3月にかけて支払われることになっていた全売掛金について、具体的な月々の支払金額を、Dグループの生産状況に即して調整したものであり、支払期限の

---

<sup>27</sup> 当該承認申請書の上記サイボウズ上のフォーマットにおいては、監査室長は承認権者ではなく閲覧権者とされており、かつ監査室長により閲覧された証跡も残っていない。担当者のU氏は、与信枠を超える取引については、営業本部長、監査室長等、各部門の統括者の承認が必要とされていた旨述べる一方、本件取引について、営業本部長、監査室長のいずれの承認も得ていない理由を尋ねると、「自分はサイボウズの設定に従って承認を得ただけである」旨述べている。監査室長は、サイボウズの承認権者の設定自体が、意図的に社内規程の決裁権限とは異なる内容に変更された可能性がある旨指摘している。

延長を行ったものではないとのことである<sup>28</sup>。なお、本支払条件変更申請も、営業本部長、監査室長の承認を得ないまま、社内手続が進められた。

江守中国は、2014年1月3日にDグループに対する売掛金の支払期限の延期を行った。同年1月から5月までは計画通りに支払いがなされたものの、同年6月に支払いを遅延し、同月18日に再度支払期限の延期がなされた。2014年6月に支払いが遅延した理由は、洪水によりDグループの工場の稼働が困難になり、資金が得られなかったためである。Dグループの2015年1月末時点の売掛金残高は約2億4680万元である。

#### ウ 担保・保険の状況

Dグループに対する売掛金債権については、過去にはH2及びH1による取引信用保険がかけられている(ただし、保険契約は有効であるものの、本報告書作成時点の限度額はゼロである。)。しかし、上記イのとおり2013年9月ころには、監査室長等が認識しないまま、保険金発生事由となる支払遅延が発生しており、既に事故報告期限を徒過してしまったことから、保険金の支払いを受けることはできない。

Dグループに対する売掛金債権について設定された担保は、経営者個人の保証及び売掛金抵当である。なお、江守中国は、現在、Dグループが保有する土地・工場等に担保の設定を求めているが、担保設定手続は完了していない。

### (5) Eグループ

#### ア 取引の概要

江守中国は、サプライヤーからパルプを購入しE2有限公司(以下「E2」という。)に販売したり、サプライヤーから染料等を購入しEグループのE3有限公司(以下「E3」という。)に販売する取引(仕入れ取引)や、E2又はE3から紙製品を購入して顧客に販売する取引(顧客販売取引)を行っていた。もともと、顧客販売取引は、あくまで試験的に行われていたものであり、取引量は多くなかった。

Eグループとの間の仕入れ取引では、江守中国は、Eグループから指定されたサプライヤーから商材を調達していた。

Eグループとの間の顧客販売取引では、江守中国は、大半はEグループから指定された顧客に製品を販売していたが、江守中国とEグループが協力して開拓した顧客に販売することもあった。

Eグループとの取引において、仕入れ取引及び顧客販売取引のいずれの場合も実際

---

<sup>28</sup> 向こう6か月間の売掛金債権につき、各月ごとに発生する売掛金債権額を契約当時のものから見直したということだが、販売計画に従った販売が進まず、当初契約に基づき支払いを進めることが困難になったため、支払可能な金額になるよう、月ごとの支払額を調整したものであり、支払期限のリスケジュールに他ならない。

の物の流れは、江守中国を経由せずに行われていた。

なお、E 1 董事長は、江守中国とEグループ及びその他の取引先との間において、物の移転を伴わない実在性を欠く取引があったと述べるが、具体的にどの取引が実在性を欠くのかについては、重ねて質問しても、回答するに至らなかった。

#### イ 取引経緯

江守中国は、2013年1月に、大手製紙業者であるF 2 有限公司の紹介でEグループを知り、取引するようになった。

Eグループは、2014年4月～5月ころ、江守中国に対する支払いの遅延が生じた。その原因につき、E 1 董事長は、銀行が製紙業者への融資枠を減らしたことによりキャッシュフローが悪化し、江守中国への支払いよりも銀行からの借入の返済を優先したためである旨述べている。その後、同年6月～7月ころ及び同年10月から12月にかけて、さらに銀行がEグループに対する融資枠を減らした。

2014年6月に、Eグループから、同月末支払期日の売掛金の支払いを翌月末までの間に分割で支払うことを提案され、江守中国はこれに応じた。E 3 は、2014年7月中旬までは約束の期限どおりに支払いを行ったが、同月3日以降江守中国が新規取引を停止したため、支払いが遅延した。Eグループの2015年1月末時点の売掛金残高は約6260万元である。

#### ウ 担保・保険の状況

Eグループに対する売掛金債権については、E 1 董事長とその弟の個人保証、関係会社相互の連帯保証以外には担保はない。H 1 による合計2300万円の取引信用保険がかけられているが、少なくとも2014年12月までは、E 2 及びE 3 との間で、売掛金の支払いがあった金額分の新規取引も継続しており、Eグループは破たん状態にはないとの判断の下、遅延報告はしておらず、保険金については、既に報告・申請期限を徒過した取引があり、今後いったん遅延状態が解消され、その後に再び遅延にならない限り請求できない状態となっている。

### (6) Fグループ

#### ア 取引の概要

江守中国は、サプライヤーから原紙等を購入しF 1 有限公司、F 2 有限公司、F 3 有限公司に販売する取引(仕入れ取引)や、F 1 有限公司やF 2 有限公司、F 3 有限公司から紙製品(感熱紙)を購入して、顧客に販売する取引(顧客販売取引)を行っていた。

Fグループの取引において、仕入れ取引におけるサプライヤー及び顧客販売取引における顧客はFグループから指定されていた。

Fグループとの取引において、仕入れ取引及び顧客販売取引のいずれの場合も実際の物の流れは、江守中国を経由せずに行われていた。

#### イ 取引経緯

江守中国は、2009年の年末に、アモイG社からFグループの紹介を受け、2010年3月～4月ころからFグループとの取引を開始した。

Fグループの江守中国に対する支払いが最初に遅延したのは2014年1月25日である。

#### ウ 担保・保険の状況

江守中国は、Fグループから約100万円の不動産担保の設定を受けていたほか、取引信用保険をかけていた。

江守中国は、2014年4月4日及び5月の2回に亘って、H2保険有限公司上海分公司に対して約7000万円の保険金の支払いを申請した。ところが、保険契約上の義務違反(通知、調査、訴訟、保全等の法的措置を講じるべき義務の違反)等を理由に保険金の支払いを受けることはできなかった。

### 第3 検討

#### 1. 実在性が疑われる不適切取引の有無について

本件において、実際には物の移転を伴わない架空取引又はそれに類する不適切取引の存在を直接示す証拠は発見されなかった。江守中国は、取引に当たって出荷シート及び入庫シートを確認しているとのことであり、かかる物流証書が偽造等されたものでない限り、取引は実在したものと一応考えられる。

この点、Eグループの董事長及びBグループの董事長は、実在性を欠く取引があったと述べるが、具体的にどの取引において実在性を欠いていたのか具体的な説明はなく、特にEグループ董事長については、江守中国がEグループに対し売掛金回収のために訴訟を提起しないよう牽制するためにそのような発言をしたことが、その前後の発言から明らかであること、Bグループについては、総経理が各商流ごとにその取引の実在性を明確に肯定していたことにも照らすと、江守中国の営業担当者等の中で、実在性を欠く取引の存在を肯定又は示唆する発言をする者はおらず、いずれもこれを否定する発言をしていた中であって、直ちにその説明を信用することはできない。

しかしながら、他方で、江守中国の取引においては、典型的に不適切な取引を生じやすい、又は、比較的容易に不適切な取引を実施することを可能とする、以下のような事情が認められる。したがって、今後新たな事実関係や証拠が発見されることにより、江守中国が関与し、又は関与せずになされた不適切取引の存在が発覚する可能性を完全に否定する



ことは困難であり、少なくとも、今後は、かかる状況を改善ないし解消することが望ましい。

#### (1) 関連会社間取引

江守中国は、A 2 から仕入れた商材を、Aグループの関連会社や協力会社に販売している。このような関連会社間の取引では、一般的には、物の移転を伴わなかったり、金銭が関連会社間を循環しているだけであるなどの不適切な取引をより容易に行うことが可能であると言える。

#### (2) 江守中国に実質的な機能が乏しい取引

江守中国と本件取引先との間の取引の多くにおいて、仕入れ取引におけるサプライヤー及び顧客販売取引における顧客は本件取引先から指定されている。すなわち、元々、本件取引先が取引を行っていたサプライヤーや顧客との間に落下傘的に江守中国が入っただけであると思われる場合が散見される。このような取引では、江守中国は、その取引の商流形成に主体的な役割を担うことはなく、その機能は、専ら支払サイトの延長や代金回収リスクの負担となる反面、サプライヤーと顧客、顧客と販売先といった、江守中国を除いた取引関係者間の関係は従前から存在し比較的強固なものであることも少なくない。このようなことから、例えば、サプライヤーの金策に協力したいと考えた本件取引先が、江守中国に当該サプライヤーからの原材料の調達を依頼して、当該サプライヤーに代金を支払わせ、実際には物の移転は行わないということも、相対的に言って、より容易に実施することが可能な素地が存在すると言える。

#### (3) 江守中国が物流に関与しない取引

海外から輸入する場合を除き、江守中国と本件取引先との間のほとんどの取引において、江守中国は物流に直接関与せず、物は、サプライヤーから本件取引先、又は本件取引先から顧客に直接移転することとされている。そして、江守中国は、基本的に出荷や入荷に立ち会うことはなく、物が本当に移転したかどうかは出庫シート及び入庫シートにより書面上確認するのみである。このような取引では、実際に物が移転していない取引が行われた場合に適切にこれを把握することが困難な場合も想定できる。実際に、Fグループとの取引においては、その点につき、保険会社から提起された疑問を払拭することができず、保険金の支払いを受けられないという結果に至った。

## 2. 与信管理上の問題について

江守中国においては、与信枠が軽視され、十分な保証や担保がないにもかかわらず、与信枠を(場合によっては大幅に)超過した取引が行われていた。以下では、取引の適切性という観点から、特に、江守中国における与信管理上の問題点が看取される事例について指摘する。

### (1) 適切な社内決裁手続を経ない取引の実施

Cグループについて、すでに与信枠を超過する取引がなされていたにもかかわらず、与信枠を縮減した直後に新規取引が開始されている。

当該取引開始に当たっては、営業本部長や監査室長の決裁が得られておらず、与信枠を超過した取引を実施するために必要な社内決裁手続が適切に行われたのかどうか疑問がある。

### (2) 適切な社内決裁手続を経ない支払期日の延長

江守中国は、Aグループに対する売掛金債権について、2014年1月29日及び同年6月30日に売掛金の支払期限の延長を行っている。特に2014年1月の支払期限の延長については規模の大きなものであったにもかかわらず、その経緯が明らかでない。かかる支払期限の延長について直近の与信会議資料でまったく触れられていないのは不自然であり、かかる支払期限の延長が必要な社内決済手続を適切に踏んだものなのか疑義がある。

### (3) 取引の実質を隠した取引

江守中国が、機械を購入し、それをA9に販売するという前記第2の2(1)オの取引は、Aグループの対応等に照らし、AグループからA9に代金が支払われることを条件にA9が江守中国に代金を支払うという取引であったと考えられる。このような取引は、与信管理上は、実質的には江守中国とAグループの間の取引であると評価すべきであり、Aグループに対する与信枠の範囲内で行うべきであったと考えられる。しかし、かかる取引の実質が営業本部長や監査室長に事前に適切に説明されておらず、結果としてAグループに対する売掛金を増大させることになった。

### (4) 不明瞭な担保価値評価

江守中国は、Aグループに対する売掛金債権について、不動産に担保権を設定していたが、かかる不動産担保を放棄して代わりに鉱山採掘権に3億円を限度とする担保権が設定

された。なぜ、江守中国が、価値の安定している不動産担保を放棄し、担保価値が不明瞭な鉱山採掘権に担保を設定することとしたのか明らかでなく、その担保価値評価に関する姿勢も一貫性を欠くように見受けられる。

また、江守中国がBグループに対して有する売掛金債権には、M銀行のN支店及びO支店がそれぞれ保証を設定しているが、M銀行は政策銀行であり、個々の取引について多額の保証をすることは考えにくく、また、同保証はM銀行の支店が設定したものであり、同行の本店が設定したものではないことから、保証の設定に必要な授權を書き、保証は無効である可能性がある。

このように、本件取引先の保証・担保の価値の評価が適切であったのか疑問がある。

#### (5) 不十分な取引信用保険の運用

江守中国は、Aグループ、Bグループに対する売掛金債権について取引信用保険を設定していたが、2014年7月に中信保と締結した取引信用保険に関しては、そもそも当該取引信用保険規約においては、関連会社間取引は免責となる条項が含まれていたところ、Aグループ、Bグループに対する売掛金債権は関係会社間取引に介在する形で発生したのも含まれていたことなどから、遅延報告と保険金の支払い申請ができなかった。

また、Dグループに対する売掛金債権について取引信用保険を設定していたが、当該取引信用保険規約を前提に、実務上支払遅延発生後1か月以内に保険会社に報告し支払申請をしなければ、その支払を受けることができなくなるところ、支払遅延が生じた際に、一部の承認権者の承認を経ず当該者に支払遅延発生的事实自体が認識されないまま、支払期限のリスケジュールが実施されたことにより、支払申請の要否・適否につき適切に検討する業務過程を経ないまま、支払申請期限を徒過させてしまった。

さらに、江守中国は、Fグループに対する売掛金債権について取引信用保険を設定していたが、保険契約上の義務違反(通知、調査、訴訟、保全等の法的措置を講じるべき義務の違反)等を理由に保険金の支払いはなされなかった。

もとより、取引信用保険をかけていても、保険金を受けられなければ意味をなさないものであるから、業務管理の場面においても、取引信用保険の免責事由を踏まえ、その申請が十全にできるものとしておく必要があった。

#### (6) 有効な検証が行われなかったこと

江守中国は、2012年2月に、江守GHに対し、Bグループに対する売掛金債権についてのM銀行N支店による保証の有効性及びBグループの与信枠について検証することを提案したが、保証の有効性についての検証は行われず、与信枠についてもM銀行が保証していることを理由に詳細な検討はなされなかった。

仮に、この段階で保証・担保や与信枠の検証が適切に行われていれば、本件取引先に対

して適切な債権管理ができた可能性も否定できない。

#### **第4 結語**

本件調査の限りでは、与信限度枠を(大幅に)超過する取引、保険・担保等に問題のある取引、社内決裁手続に瑕疵があった疑いのある取引の存在は認められる一方、実在性を欠くという意味での不適切取引があったと判断するに足りる証拠を発見するには至らなかった。しかし、同時に、その取引形態等から、かかる不適切取引が生じるリスク要因となる事情が存在していたことは認められ、今後、かかる事情を排除する方向で業務改善を行うことが望まれる。

以上